

令和8年6月3日

令和9年度以降の水田政策の見直しに関する提言

国民民主党

国際情勢の変化や世界的な食料需給の不安定化により、食料安全保障の重要性は急速に高まっている。一方、国内では農業者の高齢化・減少が進み、水田や地域コミュニティの維持そのものが困難となっている。

加えて、政府が主食用米の需給見通しを示し、生産者の判断と責任により「需要に応じた生産」を行うことで需給バランスと価格維持を図るとする従来の政策には限界が生じている上、「価格は市場で、所得は政策で」との基本法制定時の政策理念にも反している。

こうした中、政府は令和9年度から水田政策を大きく見直す方向性を示している。しかし現在の方向性は「生産性」「低コスト化」が前面に出る一方、国家としてどのように生産基盤を維持するのか、地域や水田をどう守るのかという視点が十分とは言えず、結果として中山間地域や条件不利地域の弱体化、つまりは食料の生産基盤の弱体化につながりかねない。

農業政策は、生産基盤の強化や、水田や地域コミュニティの維持を通して、国民生活と食料安全保障を支える国家の基本政策である。

そもそもの水田活用交付金の制度目的も、転作を通じて主食用米の生産過剰を避けながら、いかに安定的な食料供給機能を持つ水田を維持し繋いでいくかという点にあったはずであり、それこそ食料安全保障の要である。

加えて、水田の維持には、洪水防止や生物多様性保全、地下水涵養といった農業活動以外の多面的利益も含まれており、水田の減少がもたらす公益的機能の損失は極めて大きい。

水田政策の見直しに乗じて、「水田を守る」という価値観を失うようなことがあっては、将来の食料安全保障を棄損することとなる。

今回の水田政策の見直しは、かつての水田活用の方向性から大きく舵を切るものである。しかし、水田を活用し維持していくことが、食料安全保障の底支えとなり、かつ地域コミュニティの維持や多面的利益に繋がることは、政策見直しの方向性如何によっても揺らぐことのない根本的な前提である。

だからこそ、「収量」や「生産性」の向上はあくまで一要素とした上で、農地、とりわけ水田を維持していること自体を適切に評価し、再生産可能な所得を実現することで、農家が将来にわたって営農継続の見通しを持てる制度への転換が必要である。

こうした中、現在の直接支払制度は、水田活用直接支払交付金、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払等に分かれており、それぞれ制度趣旨や支払対象が異なるにもかかわらず、全体として体系的整理が十分とは言えない。

このため、令和9年度以降の水田政策の見直しにあたり、国民民主党は以下を提言する。

（１）「食料安全保障基礎支払制度」を創設し、品目横断的な国内生産基盤維持支援を行うこと。

水田の維持がもたらす食料安全保障や公益的機能の向上は、適切に評価されるべきである。一方で現行の各種直払制度においては、作物や用途、地域、活動内容ごとに制度が分立して複雑化しているほか、「農地・水田を維持していること」自体に対する支援が十分とは言えない。

このため、作物や用途を限定せずに、営農活動を行う農地・水田に対して基礎的な直接支払を行う「食料安全保障基礎支払制度」を創設し、国内生産基盤全体を底支えすること。

（２）水田活用交付金については、地域・品目特性を踏まえた生産基盤維持支援へ転換すること。

現行の水田活用交付金は、水田における主食用米以外の作物生産への支援を通じて、主食用米の需給調整を行うものである。

こうした中、食料安全保障基礎支払制度が、農地・水田の維持自体を支える基礎的支払であるのに対し、水田活用交付金は、水田機能を維持しつつ、麦・大豆、飼料用米や酒造好適米などの品目や地域の条件も配慮した効率的な営農活動を後押しし、基礎支払のみでは補いきれない点を支える制度として位置付けるべきである。

このため、水田活用交付金については、今までとられてきた施策への現場の対応状況に十分配慮しつつ、従来の需給調整支援から、地域や品目ごとの実情に応じた柔軟な支援を行い、主食用並の所得が確保できる制度として再構築すること。

なお、現行の畑作物の直接支払については十分な支援水準を維持すること。

（３）中山間地域等直接支払については、条件不利補正制度として再整理すること。

中山間地域等直接支払制度は、本来、傾斜や小区画等の地理的条件の不利を補正する制度である一方、現行制度では、条件不利補正と地域活動支援の役割が混在している。

そのため、中山間地域等直接支払については、現行制度での成果や実施率の低さを検証の上、条件不利補正制度として整理し、傾斜などの地理的条件に加え、通作や搬出距離などの営農条件の不利性にも配慮したきめ細かな単価設定を行うとともに、個人への支払を基本とする制度へ見直すこと。

（４）多面的機能支払については、地域共同活動及び公益的機能を支える制度として再整理すること。

多面的機能支払は、水路管理、農道管理、草刈り等の共同活動を支える重要な役割を果たしている。

また、農業生産は、生物多様性保全、洪水防止、景観維持等、国民全体に裨益する公益的機能を有している。

そのため、多面的機能支払については、中山間地域等直接支払とは制度趣旨を明確に区分した上で、「多面的機能評価支払」として再整理し、予算規模及び交付水準を拡充すること。

（５）環境保全型農業直接支払については、環境負荷低減促進対策として再構築すること。

現行の環境保全型農業直接支払制度では、化学肥料・農薬低減への支援が中心となっているものの、取り組み面積は依然として限定的である。

そのため、環境保全型農業直接支払については、環境負荷低減促進対策として位置付けを明確化した上で、支援内容及び対象要件を再構築すること。

また、環境保全型農業は中長期の取り組みを要することに鑑み、現行の五ヵ年計画認定を延長すること。

（６）単価設定に当たっては、営農継続可能性を踏まえた制度とすること。

現在発表されている水田政策の見直しの方向性の中では、支援対象や水準の拡充といった抽象的文言はあるものの、具体的な支援水準がどうなるのかは明示されていない。

単価は単なる誘導策ではなく、国家として何を守るのかを示す政策的なメッ

ページである。

そのため、単価設定に当たっては、生産性のみではなく、食料安全保障、地域維持、水田機能維持等を踏まえ、農家が将来にわたって営農継続できる水準を確保すること。

(7) 予算の確保

基本計画において、「予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する」とされているが、今般の見直しにおいて対象が畑にも広がることや、食料安全保障の重要性がこれまで以上に高まっていることを踏まえると、既存予算の組み替えでは不十分である。よって、基本計画での記述に縛られず、十分な額の予算を確保すること。

(8) 支援対象については、「担い手」に限定せず、多様な農業者を支える制度とすること。

現在の農業政策では、「担い手」への各種支援の集中が進められている。一方で現場においては、地域の実情に応じて多様な農業者が水田維持や地域農業を支えている実態がある。また、「担い手」の定義自体も必ずしも明確ではなく、特定の経営体への支援集中のみでは、地域全体としての生産基盤維持につながらない地域も少なくない。

そのため、支援対象については、一定の営農・保全活動を行う多様な農業者を幅広く対象とし、地域の実情に応じて水田や生産基盤を支えることができる制度とすること。